

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和2年7月17日

香川県病院事業管理者 太 田 吉 夫

### 香川県病院局管理規程第7号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="255 469 344 501">附 則</p> <p data-bbox="181 549 315 580">1～4 略</p> <p data-bbox="210 624 539 655"><u>（有害物等取扱手当の特例）</u></p> <p data-bbox="181 663 1115 1102">5 <u>第10条第1項第1号又は第3号に掲げる業務が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。）に接して行う検査（検体を採取する作業を含む。）又はこれに準ずるものとして管理者が認める作業であるときは、同条第2項第1号の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の有害物等取扱手当を支給する。</u></p> <p data-bbox="210 1150 607 1182"><u>（感染症等治療業務手当の特例）</u></p> <p data-bbox="181 1190 1115 1444">6 <u>県立病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって新型コロナウイルス感染症患者等の診療、看護若しくはこれらの者に接する作業若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理を行う作業又はこれに準ずるものとして管理者が認める作業に従事したときは、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間に</u></p>	<p data-bbox="1227 469 1317 501">附 則</p> <p data-bbox="1151 549 1285 580">1～4 略</p>

わたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)の感染症等治療業務手当を支給する。この場合においては、第12条の規定による感染症等治療業務手当は支給しない。

- 7 前項の規定により感染症等治療業務手当の支給の対象となる職員に係る第21条の規定の適用については、同条中「勤務しなかった場合」とあるのは「勤務しなかった場合又は附則第6項の規定による感染症等治療業務手当の支給を受けた場合」とする。

(支給額等の調整)

- 8 第10条第1項第1号又は第3号の規定による有害物等取扱手当と附則第5項の規定による有害物等取扱手当との両方が支給されることとなる日に支給する有害物等取扱手当の額は、第10条第2項第1号又は附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した有害物等取扱手当の額のいずれか高い額とする。

- 9 附則第5項の規定による有害物等取扱手当と附則第6項の規定による感染症等治療業務手当との両方が支給されることとなる日においては、これらの手当のうち手当の額が低い手当については支給しないこととし、これらの手当の額が同額である場合にあっては主たる作業に対応する手当のみを支給することとする。

(精神病治療業務手当の特例)

- 10 県立病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症患者等である精神障害者に接して治療業務に従事したとき、又は、直接、当該精神障害者に接する作業に従事したときは、第13条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する額の精神病治療業務手当を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の香川県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）附則第5項から第10項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。（有害物等取扱手当又は感染症等治療業務手当の内払）
- 3 新規程附則第5項に掲げる作業について改正前の香川県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「旧規程」という。）第10条第1項第1号若しくは第3号の規定により支給された有害物等取扱手当又は新規程附則第6項に掲げる作業について旧規程第12条第1項の規定により支給された感染症等治療業務

手当は、新規程附則第5項から第9項までの規定による有害物等取扱手当又は感染症等治療業務手当の内払とみなす。